

北海道自然保護協会会報
Nature Conservation Society of Hokkaido

1995年10月号

No. 92

NC HOKKAIDO



七条大滝 (苫小牧市)
写真: 佐藤正秀

「松倉ダム建設計画について」

宗 像 和 彦 (理 事)

計画とその概要

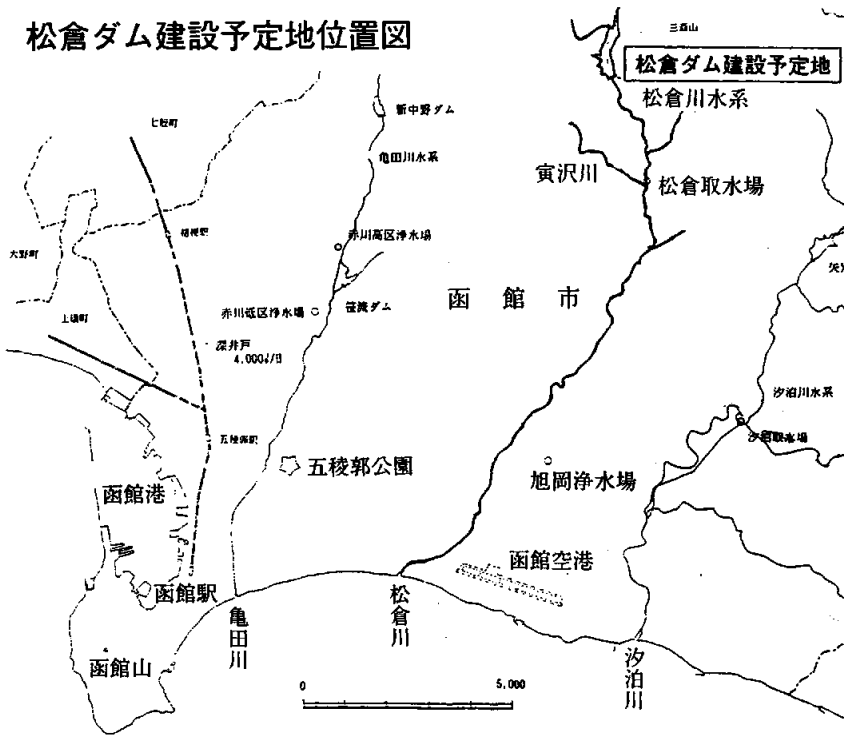
松倉ダム建設計画が具体的なものとして函館市民の前に姿を現わしたのは、一九九二年十二月末に出された次年度の大蔵省原案で北海道開発予算内示に松倉ダム建設事業の計上
が示されたときである。

同年十二月二十三日の道新には

「原案内示一夜明けた二十二日夜、道開発庁の政務次官室で、恒例の鏡抜きが行われ早くも祝勝の宴：鏡抜きは、目玉事業が計上された時の恒例行事：なかでも水政課では、直轄事業のサンルダム（上川管内下川町）、道の補助事業の松倉ダム（函館市）の新規事業が認められたため、次官室は喜びにあふれかえった。」との記事も掲載された。

それともなつて、函館市及び函館土木現業所の示した松倉ダムの計画概要は次のようになっている。

松倉ダム建設予定地位置図



一、位置と機能

松倉川の函館市三森町地先に多目的ダムとして建設する。

二、目的

①洪水調節

松倉川沿川地域の洪水防除。

②流水の正常な機能の維持

松倉川沿川の既得用水の補給

③水道水の確保

水道用水として、新たに一日あたり二万㎡の取水を可能にする。

（函館市では将来にむけた計画給水人口を三十二万人として計

上）

三、概算事業費

約三百十億円
（水道事業者負担額は八十二億五千万円）

四、工事に係わる期間

実施計画調査予定
平成五年度から同
七年度

工事予定期間

平成八年度から同
十六年度

期間はその後調査が八年度まで、着工が九年度からとの変更が伝えられている（函館市からの情報）。

松倉川と河川環境
函館市の主なる河

川系は亀田川、松倉川、汐止川の三つで、いずれも渡島山脈の支脈である亀田山脈部に端を発して南下し、津軽海峡に面する海岸に河口をひらいていて、河川長も三十kmを越えるものはなく短い。

亀田川は函館市の水道用水供給河川としての歴史が長く、上流部に二つのダムをもち、下流は市街地を通ることから人工が全河川域に及び、また汐止川も十数年前に取水調整の目的で上流部にダムがつくられ、ともに人為度の高い河川となっている。

一方、松倉川はその水源から二十五km以上と三河川のなかで一番長い流路をもちながら唯一ダムのない河川であり、河口から七km程上までの流域は住居地や畑地であるため人工河岸が随所にみられるが、その上流は平野部河川域の自然植生姿としてのヨシ原やヤナギ疎林が河畔にみられ、更に遡り河口から十km程の地からは上は両岸が急傾斜で迫る狭い渓谷流となっていて、ここでは足をいれると川底の小石のかけからカジカ類の小魚が飛び出し、流れの激みにはイワナの姿もみることが出来る。

また十数年前に試験的に放流したオシロコマが世代をかさねているのが確認されている等、汚れの少ない「生きている川」の姿をとどめて

いる河川域となっている。

この渓谷周辺の植生は両岸とも急傾斜地に発達した林地で、川沿いに走る林道に沿った平坦地を選び針葉樹（主にトドマツ）の植林施業がされているがその面積は狭く、ブナ、ミズナラ、イタヤ、シナ等からなる広葉樹林が主となっている。

この地の広葉樹林は、過去に伐採とその後の放置等の人為干渉を受けたと推測できるシラカバ、ウダイカンバの優占する林相部もあるが、伐採を経ない地では林冠をブナとミズナラの大木が優占し林床はササが優占して道南のブナ林植生を示す林地となっている。

河岸には溪谷地形のため平坦地が少ないが、オノエヤナギとケヤマハシノキの優占する河畔林要素をもつ林地が小面積に存在し、また河畔近くの斜面にカツラ、サワグルミなどの大木の散生もみられ、規模は小さいが道南の溪谷河川流域植生の様相をみせている。

このように質の高い自然をもつ地域であることから、季節ごとの散策



湛水部の上流部分 築堤地より上流に2km

やハイキング、川釣りや沢歩き等と自然との触れ合いを求めて訪れる人々の数も多い地となっている。

松倉ダム計画への対応

ダム予定地は河口から十五km程上流、標高約三百mの溪谷地で、ダム規模は堤高八十m、堤頂長三百三十m、湛水面〇・四四km²、集水面二十二km²、総貯水量一二三〇万m³であり、堤頂高と標高から湛水域となる河川長は約二km程度と推定される。

これは松倉溪谷のど真ん中に人造湖をつくり、河川下流部を人為管理する計画であり、実施された場合には当然ながら松倉河川が保ってきた良質の自然度は極度に低下し、松倉河川を舞台にして、そこに生息する生物たちが永い年月を経て築きあげてきた生物生態系の平衡が一挙に破

壊されることは自明の理である。

ダム計画が公になるとともに、函館の自然保護団体である「南北海道自然保護協会」（会長中尾繁）と函館の街のあり方などへの提言団体である「街づくり函館市民会議」（代表清水敏行）ではこの計画を問題視して計画内容の検討や今後のとるべき姿勢を各団体内での審議の結果、「松倉川のもつ今の自然は私たち函館市民の貴重な財産である」ことを基本として、ダムが真に必要なものであればやむを得ないことである、しかしその必要性に納得のいく説明を要求することで一致し、両団体の代表の連盟で下記内容の第一回要望書（質問書）を一九九四年四月に函館市に提出した。

- ① 治水目的について：松倉川水系での洪水被害の実情はどうか。
 - ② 利水目的について：市の人口動態と給水量のおさえはどうか。
 - ③ 調査や着工の手順：調査と着工スケジュールはどうなっているか。
 - ④ 説明会について：資料を示して質疑の場を持つてほしい。
- それ以後、一九九五年の二月まで市との折衝が幾度か持たれたが、松倉水系の治水対策としてダムの必要性の根拠。（松倉水系での過去の水害記録はいずれも本流に

主因するものではなく下流で合流する小河川に因があるともみられな
いか等)

・ 人口動態の読みと必要給水量の
数的あつかい。

・ ダムに頼らない治水と利水の別
個の解決方策はないか。

等の内容に関する函館市の文書解答
には理解のいかない面も多々あり、
当初から要求していた函館市の説明
会を今年八月以降に行うことを約し
て現在にいたっている。

一方、このダム問題の出現によつ
て、これを契機に身近にある河川を
自分達の財産として考え、望ましい
河川環境はどう有るべきかを皆で考
え合おう、という一般市民の機運も
あることから、両団体が一般市民や
関係市民団体に広く呼びかけを行つ
た結果、各層からの多くの市民の賛
同を得て今年二月二十五日に「松倉
川を考える会」の発足をみ、現在当
面するダム問題について、関係機関
との折衝、現地観察や調査、河川環
境研究者を招いての講演学習会、等
への取組みが積極的に行われている。

さて一九九二年十二月の道新記事
にもどるが、その中にある函館市議
の言として「松倉川が洪水常襲地帯
という話は聞いたことがない」「ダ
ムの話は今年になって出てきたのに、

予算がついたと聞いて驚いた」、ま
たある函館市水道局幹部の言として
「多目的ダムをつくるので水道用で
使わないか、と誘われた」ともある。
取材の状況等については明確につか
み得ないが火の無い所に煙はたたず
で、ダム建設への動機についても公
機関への不信がもたれるところであ
る。

この不信を払拭するためにも関係
公機関はこのダム建設の賛否から市
民と論じ合うことが必要であろう。

ともあれ、過去に（現在も？）治
水と銘打った安易な河川改修やダム
工事が河川周辺の自然環境を破壊し、
生物生態系を混乱させ、さらには国
土災害をも誘引（下流域での洪水、
河口部の堆積浸食による地形変化等）
している現実をこの松倉河川に起こ
させてはならないと考える。

一度破壊した自然の仕組みは人間
のいかなる技術を持ってしても完全
再現は不可能なのである。

また質のよい自然を残そうと努め
ることは、今生きる私たち人間の義
務であると考えたい。

（函館市在住）

然典 42 自事 豆

地名

鮫島 惇一郎
(自然環境研究室主宰)

札幌市電の料金が、片道六銭の
頃の話。目的地まで電車に乗らず
歩いて往復すると、十二銭。これ
に一銭足した十三銭で、五万分の
一地形図が一枚買えた。昭和十五
六年の頃のことで、学校の図書館
で、地図を作る話とか、山の案内
書に接するうちに、北海道の五万
分の一地形図を全部手に入れてや
ろうなんて気分になった。

一枚手に入れると、学業そっち
のけで貪り読んだ。たかが黒一色
の線や点の集合で表わされている
地図に過ぎないが、小道をたどり
沢をつめ、湿原を横切り原生林を
さまよひ、いつか高山のお花畑。
そして感激の頂ノ

地図は見るものではない、読む
のだと教えられ、一枚の地図を、
隅から隅まで丹念に読んだ。あら
かたの地勢、地形、地名を随分覚
えることになった。

太平洋戦が逼進してくると軍事
秘密とかで地図は買えなくなるが、
やがて敗戦。

地形図の販売購入も自由になる
が、図幅名が次々と変えられていっ
た。以前「千呂露」とあったもの
が「千栄」、「壮溪珠」が「双葉」
という具合だ。どこの誰がいい名
を捨てたのか惜しい。

ある時、地名辞典を開いてみた
ら、豊とか栄、富、福、美、緑、
清などという文字を使った地名が
やたらと多いのが目についた。緑
がないから緑、川が濁ったから清
とか澄、さびれたから栄とか豊か
と、なにか情ない気分になってし
まう。アイヌのひとたちが自然の
特徴をもとに名付けた地名に、あ
こがれさえもつてしまふ。

地形図を見ていて近頃気になっ
ているのが、沢の下に川をつける
やり方だ。「〇沢川」っていうや
つだ。役人らしい発想だと勘繰っ
ている。どうして「〇〇沢」でい
けないのか!

勝手に地名を変えることは、愚
の骨頂のなにもでもない。

もし、あなたが、排気ガスをまき散らしながら、
ガラス越しに景色を楽しむだけのドライブに満足する人なら、
入会はおすすめしません。

もし、あなたが、自然の中を自分の足で歩くことが好きで、
人間の勝手に、人間以外の生き物が犠牲になることを強く憂える人ならば、
ぜひ入会して、ナキウサギたちのメッセンジャーになりませんか。

今、そこにある危機

ナキウサギはネズミによく似ているけれど、れっきとしたウサギです。今から
3.5~4万年前の氷河期に大陸から渡ってきて、大雪山や日高の山岳地帯に生き残ってきた
のです。日本では北海道にだけに生息しており『エゾナキウサギ』といます。排気ガス
を吸うと肺にカビがはえ、生きてはいけないし、12℃前後の低温が好適で、低標高地に
おいて太陽にさらされたままだと6時間後には死亡してしまうのです。

今危機にあるのは、然別湖周辺に住んでいるエゾナキウサギです。ここは標高は低いの
ですが、ガレ場で、地下から冷気が吹き出てくる『風穴』地帯となっています。もし、こ
こに道路を通すと、たとえ環境に優しい?!『トンネル』としても、地中の凍土が溶け出し
てナキウサギは生きていけなくなります。

ナキウサギふぁんくらぶ の ご案内

全国の女性125人が呼びかけ人となって、今年7月31日に結成しました。

—ナキウサギのメッセンジャー募集—

ナキウサギを絶滅の危機から守ろう

天然記念物に指定しよう

*バスツアー…10月14日15日

然別湖周辺のナキウサギの生息環境を

訪ねる旅 (費用 23,000円)

*絵ハガキ…1セット400円(3種類)

入会金(会費) <一般会員>2000円

<高校生会員>1000円

<子供会員>500円

申込・問合せ TEL 011-251-5465

(社)北海道自然保護協会内



北見の自然

羽根石 晃彦

私の住んでいる北見市には、残念ながら、特徴ある自然はありません。今の北見は、道内で昔林業が盛んだった市町村と同様に、周りをカラマツ林に囲まれています。明治以前は、市内を流れる常呂川沿いには、ドロノキ、ハンノキ、ヤナギの仲間、ニレ、そして高台にはカシワ林が広がっていたそうです。明治中頃には、ヤマナラシ、ドロノキを伐採して、マッチの軸を作っていた時期があったようで、常呂川流域はかなり切られ、今では、市内では常呂川と無加川の合流地点にある中ノ島公園に、昔の面影を見る事ができます。そこには、10mを超えるドロノキやニレの木々が、数十本かろうじて残っております。私はその、ある一本の大きな木の枝下で仲間たちと野宿をします。大人三人が手を伸ばして、かろうじて一周できる大きさで、北見周辺では、住宅地のそばにこのような大きな木がある公園は、残っていないのが現実です。大きく広く伸ばした枝は、夏には木陰を作り、昼寝には最高の場所です。時には昼寝をしているあいまに、小鳥たちが姿を見せて遊びまわることあります。

最近、きがかりなことがあります。この公園をかすめるように、幅十八mの大きな橋を作る計画があります。

それは十年以上も前から計画された橋で、巨額な費用がかかるため見合わせていたのが、景気対策として浮上したようです。この公園は、川辺には水鳥たちが、木々には小鳥たちが、そして冬にはオジロワシが来る場所です、日中でも静けさがあり、市民が散歩気分で生き物たちを見られる所です。北見の駅から徒歩で二十分足らずでこられる所に位置しており、北見市民にとっては、貴重な財産のような気がします。都市の公園というと、大抵の場合、一度更地にして、既存の木を切り、園芸種や外来種の樹を植えてしまい、本来この土地にない景観を作ってしまいます。ここでも橋の計画に付随して、公園の整備をとの意見で、せせらぎ公園や開拓記念公園の声が出ています。なぜ、郷土の自然を誇りとして、大切にできないのか。北見より東に常呂川を五十kmほど下った常呂町では、四、五年前より、オホーツク海に面したワツカ原生花園での車の通行を禁止して、自転車や歩足、巡回バスに制限して、原生花園を守ろうというところみをしております。車の通行を禁止したリスクとして、町道が廃止の形になるため、道路に関する道や国からの補助金が少し減ったそうですが、観光資源でもある原

生花園の保護を長い視野で見ての決断ではと思います。

また、知床半島の西側の斜里町では、知床の自然を守るために、生き物たちの生態を知るための調査研究を行ったり、観光客の方々に、自然を理解してもらうための自然観察会等の企画も行っています。また、人材を育てるために、ボランティアレンジャー（自然観察会や調査研究のお手伝い）の育成も町の単独事業により行っています。私もその一人であり、知床では、いろいろな方々と出会い、学んで来ました。今の自然感、知床で学んだ事が基のような気がします。ボランティアの仲間



北見市無加川風景

の中には、ボランテイアレンジャーをきっかけに生物の研究に興味をもち、生物研究の分野に進学した人もおります。

私は、会社勤めのかたわら、北見市内の生き物を二種類ほど調べています。その一つがシロザケで、市内の常呂川水系の産卵床を七八キロの区域を決めて、一人で歩いております。一二年は、なかなか見つかりませんが、時折、ホッチャレや密漁されたサケを見るだけでしたが、ホッチャレのおなかを見ると卵を産んだ形跡があり、産卵床は近くに必ずあると言いつながら調べています。三年目には見つかる事ができました。昨年は、かなりのシロザケとカラフトマスが市内の常呂川水系に見られ、密漁されて、卵だけ取られて川辺に捨てられた魚たちを見かけました。残念な反面、サケ・マスの規制を見なおす時期なのかもしれません。今年になってからは、標津町の忠類川にて、利用調査としてサケ・マスを釣る試行が始まりました。今後は、適正なルールのなかで釣りができればと思います。昔、密漁がきびしくなかった時代には、秋になると農家の方々は近くの川で、サケやマスを自分たちが食べる分だけ取っておったようで、秋になると農家の

方々は「もうそろそろ川のシロダイコンが上つて来るな」と言ったそうです。その頃は農家も川との関わりがあり、川を大切にしていました。が、今は残念ながら、川沿いに、肥料袋や農薬のビン捨てている所を見かけます。

話は少し戻りますが、昨年、私が産卵床を調べている区域の中で、増水のために産卵床の所を護岸工事する話があり、河川管理者に相談しましたが、住宅が堤防のすぐそばまであり、残念ながら工事が行われませんでした。しかしシロザケの産卵に配慮した形で、極力川底からわいている湧水を切らないよう、現状に近い状態にした工法で工事が行われました。多少の不満がありますが、人間生活との共存の一步ではないかと思えます。

この種の工事は、とかくサケだけに片寄った物になりがちですが、今回は、柳護岸を設置し河床には蛇籠なども入れており、今年には蛇籠のすき間や回りに小魚たちを見かけました。また、挿し木の柳も芽ぶいており、二三年後には川岸を覆い、多少なりとも、落ち葉が水生昆虫のエサとなり、水生昆虫が魚たちのエサとなると思えます。河川管理者の方々も、特に若手の方々は、生き物たち

との共存について考えている方もいます。

また、もう一つ私が調べているイワツバメについてお話しします。昭和四十年代、私が小学生の頃に北見駅構内にもイワツバメが営巣していた、他にもずいぶんあつたようです。

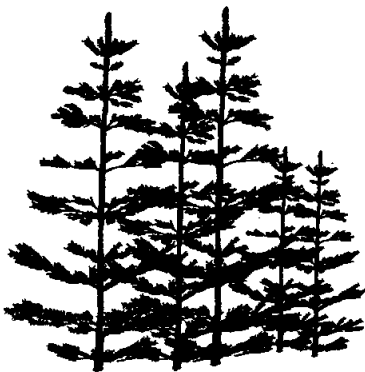
しかし、残念ながら今では市内にある大きなコロニーは、常呂川に架る若松大橋のみで、彼らたちをこれ以上追い遣らないために、彼らの住める環境条件を調べております。ところが、昨秋、開発局が、この橋の少し上流で進めている頭首工のPRのため、橋のそばに縦八m横十六mの大きな看板を立ててしまい、イワツバメにとつては、迷惑な物でした。開発局との話し合いで、かろうじて、営業期間中は、看板を下ろしてもらうことになりました。このように護岸工事や看板の件は、私が、関心をもっていた事でもあり、上記の事が実施できました。知らず知らずの間に、今まで、生き物たちを追い遣っていました。関心を持つことで、生き物たちを守るきっかけになると思えます。

つい先日、私の友人が、新聞に中ノ島公園の橋の計画について書いており、経済効果優先の拝金主義的錬金術でよいのか、昔は、生活圏内に

森や泉があちらこちらにあり、いわば天然学校がありました。が、今は、果たしてこれで良いのかと述べています。

私も、その天然学校で学びました。生き物たちが先生でした。今、日本自体、いろいろな社会問題があり、今一度、謙虚に生き物たちから学ぶことが必要ではないかと思えます。今、まさに大量消費による経済のありかたについて、見直すべきではないでしょうか。京都の人が昔の神社仏閣を大切にするように、北海道は、残された自然を大切にすべきではないでしょうか。自然は北海道の財産であり、次の世代へのあずかりものです。

(会員・北見市在住)



自然観察指導員講習会(常呂町) 参加者だより

さる八月四日より二泊三日で自然観察指導員の講習会が常呂町で行われました。四年ぶりの開催となり、一三四名もの受講希望がありました。定員を増やし、厳選な抽選により七十八名の方が受講され、新しい指導員となりました。

ハードで過密なスケジュールをこなした皆様、本当にご苦労さまでした。

ゴム長 の精神で

古俣 芳衛(大野町)

◎ 遠足まえの小学生みたいでした講習会にいくとなつて、息子につられてアウトドア用品の店をいくつかまわりました。この際と思つて登山靴を買つたのです。

ところが、会場にいつてみると、講師の先生方は、みんなゴム長をはいておられる。八木先生をはじめ、そろいもそろつて長靴ではありませんか。

私はここで「精神の問題だな」と反省させられました。

ちかごろは、作業にもゴム長が少なくなつてきています。長年へき地をまわつていて、私もゴム長は得意の方で、どこへでもドタドタとゴム長をはいていきます。地下鉄の席にかけてはつとす。そしてまわり

を見わたして、「あれ、おれだけ」

なんてことがよくありました。森の中で「足もとを気にしないですむ」ということは、数倍大胆になれます。落葉もあつし、沢も平気でくだれます。長靴にはかないませ

ん。

◎ 俵先生のグループでした

森の中で先生は重いのに大きな手さげ袋をさげておられました。ところどころで、何枚かのパネルを高くかけて説明されました。

その絵や写真がともよくできておりました。

私もまねして、ベニア板に白い画用紙をとめていつて、マジックで何やら書いてみました。大へん集中がよろしい。

最近、お母さんたちの間で、パネルシアターやエプロンシアターがはやつているとききます。

自然観察の現場で、パネルや紙芝居をつかうのは、手間はかかるけれど、大切だと思ひました。

◎ 鳥はそう姿を見せませんが、草木の名前には弱ります

退職して、ひよつこり、この町の森林公園の番人に雇われたのです。小さい子ども程、遠慮しません。「観察会には、けつこうその道にく

わしい人がくるものです。大いに利用すること」などと教えられました。が、そう簡単ではありません。自分、シャツポの脱ぎどうしです。

「さあみなさん、落葉をていねいに上からはいでみましょう」「天井を見上げてごらんなさい。枝は太陽の光がほしくて：」「私が声をかけるまで、目をとじて：」などと、どこかできいたことを、そつくり繰り返しているところです。緑の腕章はずつとお預けです。



小林 弥生（様似町）

夜明けに向かつて走っているようだった。様似からサロマ湖までの道のりは長く、海にゆらめく月の光を眺めながらの出発だった。

家族を説得し、知人の車に同乗させてもらうことにして、やっつこのとでこぎつけた自然観察指導員講習会への参加だった。講習日の八月五・六両日は、様似で「アポイの火祭り」が催された日。第一次産業の不振と過疎を抱えた住民の、町の活性化を願う気持ちがこの祭りからは伝わってくる。

私がこの地へ来て十八年になるが、その間にも町の自然は大きな変化を遂げた。砂浜はコンクリートの海浜になり、川は護岸工事がなされ、アユの人達から名づけられた、その固有の名を留める姿はない。町のシンボルであるアポイ岳にも人の手が加えられ、昨今、物議を醸した。観光によって活性化を計ろうとする町のあると、自然を切り売りしなれば成り立たないような北海道経済の有り様をその裏に見る思いだった。人がそこで暮らす以上、自然が変らないということはあり得ない。しかし、その中でも失ってはいけないもののあることを、開発をおし進め

た側からの過去への郷愁の声が教えてくれていると思う。

自然を生かしたまちづくり、生きものと共生するまちづくりの構想が、次第に自分の中で拡がりつつある。

自然と人間の程良い関係をこの町で創り出していきたい、という想いが、今回の講習に私を駆り立てた。

講習の中では、「自然解説」ではなく、「自然観察」ですという言葉は何度も指導者の方から聞かされた。自然を知識として伝えることより、むしろ多種多様な生命に出会った時の驚きが人間としての生きる喜びにつながっている。そんな自分の実感を大切にしていきたいと思う。

「環境を保全してこそ、将来に渡ってその開発を実現できる」という考えをどのようにこの町で具体化していくのか、講習会に参加してまた新たな課題がひとつ加わった。

講習会に参加して

平清水 富士子（斜里町）

大好きなワッカ原生花園を舞台に、錚々たる講師陣が揃ったこの講習会は、予想に違わぬすばらしいものでした。

特に参考になったのは、スケッチブックの活用方法です。「この森を描いて下さい。」あまりにも漠然とし

ているので何をどう描いて良いのかわかりませんでした。絵にしようとするといろんな物が見えてきました。緑色に見えていても微妙な違いがあることとか、風の動きとか、普段気にもとめずにいたことばかりです。

林の中では、「上を見上げて、その様子を絵に描け。」との難題に絵心がないと現せない部分の多いことを実感しました。キツリフネを描く課題では、馴染みの花なのにこんな形をしていたのか：へえー、ここはこうなっているのか：と、普段はいかに漠然としか見ていないかを知りました。

どれも絵にするために細部まで観察するので、新しい発見ばかりでした。今後フィールドに出掛けるときはスケッチブックを持つよう心掛けます。

キツリフネの名前をつける課題では、イメージがふくらんで、面白い試みでした。仕事で自然に携わっている人やペテランのボランティアの方々はもちろんですが、それ以外の皆さんも二泊三日が終了した時には立派な指導員になっていたのは驚異でした。参加者の方々の熱意はもちろんですが、噂通りのハードな講習内容が、その効果を高めて

いるのでしよう。特に最終日の持ち時間5分の自由課題は、皆さんの堂々たる指導員ぶりに感心しました。「草の上に寝転んでみよう！そして草を触ってみよう。」（名寄のAさん）「この葉っぱをスケッチブックに写し取り、同じ葉っぱの樹を探そう。」（江別のBさん）などとてもおもしろい発想で、これからの実践にもすぐ応用できそうです。ただ同じグループの人たちの講義しか聞く事が出来なかったのがとても残念でした。他のグループではどんな内容だったのか関心があります。とても人気がある講習会で今回も定員を増やしての対応だったため、ほんの一部の人としか接することができなかったのが残念です。もっと自由に話せる時間を今後検討して載きたい。（懇親会以外に。）

何よりも勉強になったのは、一寸木講師の話術です。歯切れがよくユーモアにあふれ、「こうゆう人に私はなりたい！」（宮沢賢治ではありませんが）と切望しました。

「観察会ではなく、解説会にならないように。」は、耳の痛いお言葉でした。今後は、それを肝に命じて観察会に望みます。

A会員の「除名」問題にかかわる 札幌簡易裁判所での調停経過

理 事 会

北海道自然保護協会の定款には、「会員が、この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為があったとき」は「除名」することができるという規定（第九条）があります（全文は文末参照）。もとより会員の除名などということは、一般的にはあり得ないし、また、その運用はことさらに慎重でなければならぬのは当然です。

しかし、まことに残念ながら、A会員の過去数年にわたる言動は、この規定を適用せざるを得ないような事態となっています。A会員は、協会のさまざまな自然保護活動に関し、協会会員あるいは協会が個人または組織ぐるみで、行政や企業と癒着したり、不正行為を行っているかのように、中傷・誹謗（ひぼう）する何種類もの「文書」を、多数の人々に配布し、当協会および協会会員などの社会的信用や名誉を侵害してきました。その他にもA会員は、当協会の業務の円滑な遂行に支障を及ぼすような行為を繰り返してきました。会員の皆様のなかにも、A会員から送られた「文書」に心当たりのある方がいらっしやるかもしれません。当協会では昨年二月、A会員に対して自制を求める「要請」を行いました。その要請は無視され、その

後も当協会や会員などの社会的信用を侵害する行為を繰り返し、事態は改善の方向に向かっていません。そのため理事会では慎重な審議を重ねた結果、本年五月に行われた通常総会にA会員の除名案件を提案せざるを得ないと判断し、本年四月に本人あて、除名の理由と本人に弁明の機会を与える「通知書」を出しました。

するとA会員は札幌簡易裁判所に對して「調停」を申し立てました。

理事会ではその対応を慎重に検討した結果、A会員が「調停の席では、全体的な円満解決を図りたく宜しくお願ひする次第です」と申し出ていることを勘案して、調停に応じることにとし、本年五月に行われた総会には、除名案件を提案しませんでした。

そもそも「調停」は、「もめごと」の原因をはつきりさせた上、双方の話し合いと譲り合いによって、実情に即した適切な解決を図ろうとする手続き」（札幌簡易裁判所資料）です。

調停は本年五月、六月、九月の三回行われましたが、当協会では調停の精神にそって譲れるところは譲り、五月の時点でA会員の求めた事項のいくつかに応じました。ところがA会員は譲る点は何もなく、六月の時点で「除名計画を取り消せ」と要求を拡大しました。しかし札幌簡易裁

判所ではその拡大要求を受理しなかつたため、A会員は「自主退会もあり得るので、協会と話し合いたい、質問もしたい」と希望しました。そこで協会では話し合いに応じることとし、八月に話し合いの場を設定しました。

しかしA会員は自ら求めておきながら話し合いの場には出席せず、話し合いの日程変更も希望せず、「質問事項の重要性に鑑み、かつトラブル回避策として」文書による回答を求めてきました。ところが質問事項の大半はすでに協会の「会誌」あるいは「NC」に掲載された内容か、当協会とは直接に関係のない内容のもので、文書回答しなければ問題が解決しないようなものではありません。その一方でA会員は、当協会の求めた「除名計画を取り消せ」という以上は、除名理由に正当性がないことを立証せよ」という問いかけには、何の反応もせず、また自らの非を認めようとしません。

このようなA会員の一連の態度は、「双方の話し合いと譲り合いによって、実情に即した適切な解決を図ろう」という調停の精神に反し、またA会員が自ら記した「調停の席では、全体的な円満解決を図りたく宜しくお願ひする次第です」という信義にも反するものです。したがって理事会

では、これ以上「話し合い」を継続しても、「実情に即した適切な解決」はとうてい期待できないと判断し、

不本意ながら話し合いの継続を打ち切ることにし、A会員に通知しました。そして、九月の調停では札幌簡易裁判所にその旨を報告しました。

なおA会員は九月の調停に先立ち、「北海道自然保護協会はA会員に対して三百万円を支払え」と損害賠償を求める趣旨の「調停申立て」を札幌簡易裁判所に対して新たに行いました。しかしこれはまったく理不尽な要求なので、当協会としては、その調停には応じておりません。

A会員は、北海道保護協会には行政や企業に癒着する体質があり、その理事会には「政界進出」や「自然保護で金儲け」を考える者が多数いる「厚顔無比」な団体である、という誤った先入観ないし信念をもって、いるようです。したがって、このまま推移すれば今後も、当協会や協会会員に対する中傷・誹謗が繰り返し行われると予想されます。もとよりのを得た批判活動は自由であり、批判が組織の健全化に役立つ場合もあり得ます。しかし客観的事実に基づかないことで、北海道自然保護協会やその会員が、あたかも行政や企業と癒着し、不正を働いているかのよ

うな中傷・誹謗を行うことは許されません。

このような実情なので、まことに残念ながら、当協会としては近くA会員を除名する方向に動くこととなります。会員の皆様のご理解をいただきますたいと願っています。

なお(社)北海道自然保護協会定款第九條(除名)の全文は次のとおりです。

「会員が、この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為があつたときは、総会において出席会員の四分の三以上の同意により、これを除名することができる。この場合において、あらかじめ当該会員に弁明の機会を与えるものとする。」

陳情書

要望書 意見書

大雪山国立公園現地視察後の土幌高原道路問題審議についての要望書
一九九五年五月十三日

自然環境保全審議会自然公園部会長

信沢 清 様

(社)北海道自然保護協会会長 俵 浩三

十勝自然保護協会会長 及川 裕

北海道自然保護連合代表 黒萩 尚

去る五月九日・十日には、ご多用中にもかかわらず多数の委員の先生方によって、大雪山国立公園の公園計画見直しにかかる、土幌高原道路予定地の一部について現地視察を実施していただきまして、ありがとうございました。

、私たちが今まで要望してまいりました土幌高原道路問題に関しては、この現地視察の結果をふまえて、近くご審議がなされると思いますが、その際は下記事項について、特段のご配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

一 大雪山国立公園に対する基本認識を再確認したうえでのご審議を

自然環境保全審議会では一九七三年の

「林部会長談話」(以下林談話)において、とくに大雪山国立公園について、

・大雪山国立公園は、わが国に残された

原始的自然の一つで、その保護・保存は非常に重要である、

・国立公園の保護および利用のあり方は反省すべき時期にきている、

・観光道路の開設が必ずしも過疎解消の決め手となるものではない、

との基本認識を示しています。以来二十余年を経ましたが、その間に各地で自然環境が損なわれつつあるので、この基本認識は、いっそう重要性を増していると考えますが、大雪山国立公園の現地視察を通じて、委員の先生方もそのことを再確認されたことと存じます。どうか土幌高原道路問題の審議に際しては、この基本認識に立脚されることを要望いたします。

二 土幌高原道路は、公園利用者の増大に寄与しても、しなくても、いずれにしても問題がある

私たちの意見陳述の席上、委員の先生から「新トンネルができてもそれほど利用者が多くならないのではないか、新トンネルは然別湖のオーバーユースに連ならないのではないか」との趣旨のご意見がありました。この予測は難しいものがありますが、土幌高原道路問題の核心を突いたご意見と承りました。実は私たちもそう考えます。そしてそれは林談話の「観光道路の開設が必ずしも過疎解消の決め手となるものではない」との認識に一致します。

公園利用者の増大に連ならないものなら、地元が期待する活性化にも役立つなにかこととなります。そのような道路を、なぜ林談話や北海道自然環境保全指針に反してまで、また莫大な経費のかかる長

大トンネルにしてまで、作らなくてはならないのでしょうか？

また、地元が期待する通りに利用者の増大に寄与するならば、すでに指摘したように、公園区域外ないし公園普通地域の活性化のため、公園特別地域に犠牲性を強いることになり、コアとバッファーを逆転させた、公園計画として本末転倒の考え方になります。

土幌高原道路は、公園利用者の増大に寄与しても、しなくても、いずれにしても問題のあることをご認識のうえ、ご審議くださるようお願いいたします。

三 トンネル技術論へ入る前に道路の必要性などの基本論議がなされるべきである

現地での小委員会あるいは視察を通じて、委員の先生方の間では長大トンネルの技術論が、かなり活発に行われたと承っております。しかしトンネル技術論に入る前に、「なぜ土幌高原道路は必要なのか、この道路はどんな効果をもたらすのか」などの基本論議が交わされる必要があると考えます。そのことは林談話でも、「その道路が是非必要であり、他にこれに代わる適切な手段が見出せないことが前提」としたうえで、その後「計画、設計、施工」に言及していることから明らかです。

そもそも公園計画見直しの基本は、旧来の計画（土幌高原道路の場合は一九六五年の計画）が、その後の社会経済的背景の変化や、自然環境に関する情報の蓄積や自然環境に対する価値観の変化などにかんがみ、現在のあるいは将来の公園にとって適切であるか否か（土幌高原道

路の場合は大雪山国立公園の基本認識などに合致するか否か）がチェックされることが優先されるべきであって、決して既得権が優先されるべきがあつてはなりません。土幌高原道路の場合、三十年前にはそれなりの必要性や効果が期待できたでしょうが、現在では、その目的、必要性、効果がすっかり「あいまい」なものとなっており、これを継続するには、たとえ新トンネル案であつても矛盾点、疑問点が山積しています。

現地視察の結果、然別湖畔は北海道が主張するように、「災害多発地帯」で「民生不安定」なので、なるほど「災害発生時等の短縮・代替ルート確保による民生の安定」のために土幌高原道路が必要だと実感されたのでしょうか？

ヌブカの里からのヘアピンカーブによる、外来雑草に蔽われた長大切取法面の連続、それにつづく長大トンネルの暗黒の世界で然別湖畔へ連絡する土幌高原道路は、環境基本計画がうたう「自然探勝・野生動物観察等の自然体験型の自然とのふれあい」の趣旨に合致し、「国立公園の健全な利用」に寄与する公園計画道路だと実感されたのでしょうか？

現地で北海道土木部から、土幌高原道路の目的、必要性、効果などについて、説得力ある説明を受けたと実感されたのでしょうか？

どうか、こうした視点も忘れず、ご審議くださるようお願いいたします。

四 いまの段階で自然環境保全審議会が早々と土幌高原道路を容認する方向の結論をだすことは、知事の「地元自然保護団体のコンセンサスを得ながら」

という方針に反し、また「円卓会議」提唱に期待する北海道民などの意思や願いを無視することになる

土幌高原道路問題に関しては、北海道知事が議会で「地元自然保護団体のコンセンサスを得ながら」事業を進めたいと表明しましたが、いま現在、地元自然保護団体のコンセンサスは得られていません。

また最近の北海道新聞（一九九五・四・五）は「土幌高原道路」で円卓会議を

という社説を掲げています。土幌高原道路の実現を土幌町を中心とする地元が強く望んでいることは承知していますが、多くの北海道民は醒めた目で土幌高原道路問題を見ており、この社説が提唱したような円卓会議とその結果に期待しおられません。新聞報道（一九九五・五・九）によれば北海道は円卓会議を拒否したと報じられていますが、道路を推進する立場の当事者が現段階で拒否するのは、当然といえば当然です。しかし、一方の当事者が現段階で拒否したから円卓会議は不可能、あるいは不必要ということにはなりません。

いままでも土幌高原道路問題に関しては、北海道レベルでの論議がほとんど行われていません。その一因は社説が指摘するように、「いったん建設に着手したからにはあくまで計画を押し通そうとする行政の『メンツ』が問題を長引かせ、こじらせてきたとの感をぬぐえない」という点にあると思われれます。

しかし莫大な経費がかかる新トンネル案を実現するとなれば、それに要する経費は、国民、とくに北海道民の税金とし

て負担しなければならぬのです。北海道レベルでの論議が不十分でさらに必要だからこそ、円卓会議が提唱されているわけです。また土幌高原道路計画に対しては北海道のみならず全国から、十一万七千筆におよぶ「反対署名」が集まっています（これは時間的に駒止トンネル案と新トンネル案の双方を含むが、いずれにしても土幌高原道路の根本否定）。この人たちは円卓会議に期待していると考えられます。

そうした気運があるなかで、早々と国レベルの自然環境保全審議会が土幌高原道路容認の方向を固めてしまうことは、多くの北海道民や国民の意思と願いを無視することになります。

どうか北海道民や国民の意思と願いを無視することのないよう、よろしくご検討くださることをお願いいたします。

大麻駅付近の鉄道林保護に関する要望書
一九九五年七月六日

北海道旅客鉄道株式会社
社長 大森 義弘 様

(社)北海道自然保護協会
会長 依 浩三

JR北海道および関連グループでは江別市大麻駅周辺に「大型店舗」の新設を計画し、それに伴って大麻駅西側の鉄道林約一・五haが伐採される予定と伺っております。

この計画に対する地元住民などへの説明会で、JR側は鉄道林の環境影響調査の結果として、「哺乳類、鳥類、両棲類、爬虫類で着目すべき種が確認されなかつた。植物については着目すべき種として

フクジユソウが確認されたが、移植により対応可能である(したがって開発してもよい)との趣旨の説明をなされたこと承知しております。しかし、ここでいう「着目」すべき動植物は、だれが何の目的で、どのような基準により「着目」したのか、明らかにされておりません。

一般的に開発計画に伴う環境アセスメントでは、ともすると環境庁の「緑の国勢調査」(一九七六年)で選定された「貴重植物」が、「着目すべき植物」として使用されることがあります。これは全国的視野から、日本の特産種、希少種、分布の南限・北限種など、わずかな種類だけが選定されたものであり、もともと北海道には分布しないか、分布していても高山や湿原など、特殊な環境に生育が限られたものが多く含まれています。

今回の大麻駅付近の環境影響調査においても、もしも、これに類するものが「着目すべき動植物」として使用されたのであれば、それは「身近な自然」で、しかも人工林である大麻駅付近の鉄道林には、「着目すべき動植物がない(あるいは少ない)」のが当然なのです。すなわち、鉄道林の自然環境を評価するには、きわめて適切さを欠いた尺度を用いたものであり、そこから「着目すべき動植物が確認されないから開発してよい」という結論を導くことは、妥当性を欠いている、といわざるを得ません。まして「移植により対応が可能」という考え方は、自然保護の基本理念に反することです。

それよりもこの鉄道林は、旧国鉄当局が地元住民の協力を得ながら、長年におたって植え、育て、守ってきたもので、

今日では人工林とはいいながら、「身近な自然」として豊かな自然環境を形成する貴重な存在となっております。すなわち、この鉄道林は保健・休養・公害防止などの観点から、現在の自然環境を保護する必要があるとして、北海道自然環境等保全条例によって「環境緑地保護地区」に指定されているもので、「この鉄道林自体に着目すべき価値がある」という視点をもつことが肝要と考えます。そのことは、旧国鉄が編纂した「北海道鉄道百年史」(一九八一年)に、「函館本線厚別・野幌間の鉄道林をはじめ、全道沿線の主要な鉄道林が、環境緑地保護地区に指定され、自然を破壊する伐採や開発等の行為が制限されている」と、大麻駅付近の鉄道林が、北海道を代表する鉄道保護林として紹介されていることを、改めて引くまでもないことです。

鉄道関係者の中には、「鉄道防雪林としての役割は低下した」という見方をする方もあると伺いましたが、逆に大麻駅付近は、その後の都市化現象により「環境緑地としての役割」がいつそう高まっています。最近刊行された筒井勉夫「森林文化への道」(朝日新聞社、一九九五年)にも、「鉄道林は、防雪林としての役割を重視された時代から、最近では防雪林よりも地域の環境緑地林としての性格が強くなっている。J.Rと沿線住民と一体となった管理が望まれている」と記述されていますが、大麻駅付近の鉄道林は、その典型例といえましょう。

このような価値を有する鉄道林を伐採して開発行為を行うことは、地球環境問題のキーワードとして叫ばれる「持続可

能な開発」にも、明らかに背くものです。どうか標記鉄道林の伐採計画は中止されるよう、強く要望いたします。またこれを機会に北海道を代表する鉄道林として、いつそう自然保護を強化されるよう、併せて強く要望いたします。

大雪山国立公園内土幌高原道路計画にかかわる質問状への回答要請
一九九五年七月二十一日
環境庁長官 宮下 創平 様
(北)北海道自然保護協会会長 俵 浩三
十勝自然保護協会会長 及川 裕
北海道自然保護連合代表 黒萩 尚

私たち三団体は、本年三月二十五日づけで「大雪山国立公園計画における土幌高原道路の取扱いに関する質問状」を貴職あてて提出いたしました。

それは大雪山国立公園の公園計画の見直しで、土幌高原道路(新トンネル案)を新しい公園計画に位置づけることが不合理であることなど、九項目の疑問点を質問したものであります。
ところが、この疑問点に対しては貴職から何の説明も回答もありません。土幌高原道路の案件は去る五月三十日、自然環境保全審議会に諮問され、答申されてしまいました。その答申を受けて、事業主体の北海道は事業実施に向けて諸準備に入っていると伝えられています。しかし多くの北海道民は、土幌高原道路についての基本論議が十分に尽くされた結果の方針決定とは考えておらず、そのことは六月一日づけ北海道新聞の社説「なお議論必要な土幌高原道路」(別貼写し参照)に、端的に表れています。

以来、一カ月余が経過しましたが、相変わらず貴職からの回答はありません。このことは、新しく制定された環境基本法の第二十六条(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)、第二十七条(情報の提供)の趣旨からみても、きわめて遺憾なことです。
早急にご回答くださるよう要請いたします。

「ふるさと小包事業」で野生植物を商品としないことの要望書
一九九五年七月二十一日
北海道郵政局長 様
(北)北海道自然保護協会
会長 俵 浩三

貴局が実施している「ふるさと小包事業」は、遠く離れた地域に住む人々の心の交流を目的とした意義ある企画だと思います。しかしながら、これらの中には例えば「やちぶき・ゆうバック」や「ギョウジャニンニク・ゆうバック」など、北海道の野生植物を商品として扱っている事業も含まれていると承知いたしております。

やちぶき(正式にはエゾノリュウキンカ)は、北海道の綺麗な流水辺に生育して金色の花を咲かせる、北国の春を代表する野生植物です。この植物は、開きはじめた頃の葉が癖のない山菜として一部の人々に愛好されてきましたが、全国の人々に多量に利用されてきたものではありません。

他方、ギョウジャニンニクは、北海道では亜高山帯以下の森林や草原などに生育しており、ネギ属特有の臭みを持ちな

が、栄養に富む山菜として古くから比較的多く愛好されてきました。近年この植物は栽培もされておりますが、商品としては栽培品だけに限られず、山採りが急増している現状です。

近年の山菜ブームによって、北海道では山菜として利用してこなかった野生植物までスパーに並ぶなど、野生植物の過度の利用が目だつようになりまし。ワラビ、ゼンマイ、フキなどのように元来多量にあつて多少とも過度の利用まで耐えられる植物と、エゾノリュウキンカやギョウジャニンニクのように採取が著しくなると減少がいち早く進んでしまう植物を一緒にし、見境ない利用が進んでいる現状です。例えば、北海道の海岸砂丘に生育するハマボウフウは美味な山菜として利用されてきましたが、山菜採りと砂丘破壊によつてそれがほとんど見られない処が多くなりました。ハマボウフウは、一部で栽培化が試みられておりますが、野生の山菜として将来の利用ができなくなる危険性が高い実情です。

山菜の利用は、個人で楽しむ場合と比べて企業的な事業として扱う場合には、量、スピード、面積ともに影響が著しくなることは明らかです。

現在、生物の保護管理に関する国際的な考え方として、いろいろな資源としての「持続的利用」が重視されております。資源を一時的に多量に利用することによつて枯渇させるのではなく、「将来まで持続的に利用可能にする」という考え方は、この考え方は、実は目新しいものではなく、北海道ですすでにアイヌの古老から教えられております。それは、ギョウ

ウジャニンニクなどの山菜は翌年を考へて過度に採らない方法であり、まさに「賢い利用(ワイズユース)」の方法です。国際的に重視されている別の視点として「生物の多様性の保護」があります。

それには遺伝子、種(種類)および生態系の三つのレベルにおける多様性の保護が含まれております。これらは、人類にとつて、たとえ今は役に立たなくとも将来役立つことを念頭に置いて、あらゆる遺伝子、あらゆる種、あらゆる生態系の絶滅・消滅を防いで、人類の未来に禍根を残さないようにするものです。この中で、直接的には「種の多様性の保護」の観点から、減少しやすい山菜の過度の利用が問題となります。また、エゾノリュウキンカやギョウジャニンニクを企業的な事業の対象として採取しますと、その生育地周辺に生える他の植物、さらには動物への影響も危惧されます。この点では「生態系の多様性の保護」に関しても、この事業の問題が関連してまいります。

現在の山菜ブームは、ハマボウフウのように種類によつては個人の楽しみや範囲でも野生植物に大きな影響を与えております。この状況の中で、公的機関が行う「心の交流を図る事業」が、野生植物を減少・絶滅に向かわせることは避けなければならぬと考えます。したがつて、野生植物を商品とする「ふるさと小包事業」は中止していただくよう要望いたします。

北海道環境基本条例制定に関する要望書
一九九五年七月二十七日
北海道知事 堀 達也 様

(社)北海道自然保護協会

会長 依 浩三

環境基本法が九三年十一月に公布・施行され、それをうけて各地で環境基本条例の制定が進んでいる。北海道でも検討委員会を設置して環境基本条例制定にむけての作業を開始したとつたえられる。いうまでもなく、環境基本条例は、自治体の環境保護の基本理念、施策の基本方針、基本的な施策の概要等を定めるものであつて、今後の北海道の環境行政のあり方のみならず、そのすすめ方にも大きな影響をあたえるものである。したがつて、環境基本条例の制定にあつては、その準備の段階から、道民の意見を広く徴し、道民の意見を反映した特色のある条例を制定すべきものと考える。そこで、当協会として、以下の事項を要望する。

- 一 制定過程の公開と道民への周知
環境基本条例は、環境保全のための憲法ともいふべきものであり、住民がその理念に共鳴し、日常生活の中に生かすことのできるものでなければならぬ。そのためには、制定の準備段階から検討の過程を公表し、条例に盛りこむべき事項について、道民と十分な話し合いの機会をもつべきである。そのために、①条例制定のタイム・スケジュールを公表すること、②条例制定検討委員会の審議経過と内容を公表すること、③検討委員会に、一般住民、住民団体、環境保護団体等の代表者ないし推薦する者を加えること、④北海道と道民が広く意見を交換できる

公開の討論の場を設けることを強く要望する。

二 住民の環境権

北海道の環境行政は、住民の豊かで良好な環境のもとで生活する権利の保護を第一義的な目標として実施されなければならない。すでに、諸外国の憲法の中には国民の環境権保護を唱うものが増えつつあり、わが国でも川崎市条例をはじめ多くの自治体の環境基本条例が、住民の環境権(の享有)を定めている。そこで条例に、住民は良好な環境を享受する権利があること、および道の環境行政はその保護を目標になされる旨を明示すること。

三 環境アセスメントの整備・拡充

現在の北海道の環境影響評価制度は、事業の実施が既成事実化した段階で、それが環境に与える影響を調査し、記述するための形骸化した手続にすぎず、事業が環境に与える悪影響を排除し、必要に応じて事業の見直しを求めるシステムになつていない。しかも、条例として早期に制定されたために、細かい点で、多くの不備が指摘されている。したがつて、環境基本条例の制定にあつては、アセスメントの意義と概要を規定し、環境影響評価条例のあるべき方向を明確にすることが必要である。具体的には、①大規模事業への適用範囲の拡大、②いわゆる「計画アセスメント」の実施、③代替案の作成と公表の義務づけなどを、環境基本条例に明示すること。

四 住民参加

現在の環境問題の多くは、道民自らの

活動がもたらしたものであり、環境への負荷を全体的に減らすためには、道民が自己の役割を具体的に認識して自主的に行動するとともに、行政と住民が共同で施策を進める体制を作り上げることが急務である。そのため、①重要な環境保全の施策に道民の意見を反映させるために、住民参加が推進されるべきことを、明文として設けること、②環境上の施策全般について道民が意見を交換し、具体的な施策に反映させる場として北海道環境保全委員会（仮称。三十一・四十人程度）を設置すること、③環境審議会への住民代表の参加を具体的に規定することを要望する。

五 情報公開

現在の情報公開条例にくわえ、あらたに道民や事業者から環境に関する情報の収集に努め、北海道の保有する情報とあわせて整理したうえで、積極的に公表・公開する制度を設ける旨を明記すること。

六 総合的調整機関の設置と環境調査の実施

一定規模以上の事業については、従来のような縦割り行政による事業推進体制を改め、事業計画の確定前に、事業の環境上、社会上の影響を総合的な観点から調査し、事業を実施するかどうかの判断をおこなう体制を設置すること。そのために、庁内に、横断的な組織として環境調整会議ないし環境審査会議を設置し、計画の準備段階で、環境への影響を含めた総合的な調査を実施する旨を定めること。

以上

NCニュース



（会場記載のないものは
事務所でも実施・敬称略）

一九九四年度第八回拡大常務理事会
一九九五年四月二十八日

出席者 俵、佐藤（謙）、島山、熊木、伊達、福地、池田、江部、大久保（九名）

議題

一、総会議案の検討について
一九九五年度事業計画につき検討するとともに、九四年度収支決算と九五年度収支予算を最終的に確認した。

会員の除名手続きについては、本人の申立てにより裁判所の調停がされることになり、除名手続きを一時凍結し、調停に应诉することとした。

一九九四年度第九回拡大常務理事会
一九九五年五月二十三日

出席者 俵、佐藤（謙）、島山、熊木、土方、福地、江部、大久保（八名）

議題

一、士幌高原道路問題について

環境庁による現地視察の様子は、もっぱらトンネルの技術論に終始し、まったく基本論議を欠いた不十分なものであったと報告された。なお近々審議会が開かれ、即日答申の見込みとの情報もあつたので、緊急に「現地視察後の要望書」を三団体連名で審議会公園部会長あてに提出した。

第一五〇回理事会

一九九五年五月二十七日

出席者 俵、佐藤（謙）、島山、市川、熊木、伊達、土方、福地、池田、石田、江部、大久保、大館、佐藤（正）、稗田、水尾、宗像（十七名）

議題

一、入会者の承認について
A会員十五名、学生会員二名の入会を承認した。

二、総会について

「A会員の除名」を総会議案から除外したこと、及び調停の経過が報告された。

三、キタキツネ受託調査報告書について

報告書の「前書き」文を決定した。

四、環境基本条例制定に関する意見書について

北海道は非公開で作業をすすめていることから、意見書を提出することとした。

自然観察会

「春のウトナイ湖」

一九九五年五月二十八日

（参加者四十名）

エコ・ツアー（日高地方）

一九九五年六月三日～四日

（参加者十九名）

一九九五年度第一回拡大常務理事会

一九九五年六月二十一日

出席者 俵、佐藤（謙）、島山、熊木、伊達、土方、福地、池田、江部、大久保、佐藤（正）（十二名）

議題

一、一九九五年度事業計画について
各事業の内容について協議した。

二、士幌高原道路問題について

三者連絡会は、今秋、東京で「美ヶ原（長野）」「高尾山（東京）」の

自然保護団体と共催の全国集会を計画していること、また、三者連絡会を解消し、「大雪山・士幌高原道路に反対する会」（仮称）を設立する

予定していることなどが報告された。

（抄）

新会員紹介

95・5・28～95・9・2現在

【個人A会員】

小林久公	梅沢節子
浅井律子	斉藤佳典
両川弘恵	高橋慶子
伊藤寿秀	後木建一
柏本洋子	若山戒三
布施達治	根岸徹
合田民雄	佐藤昭弘
草野久美恵	粥川道子
野谷悦子	渡部甫
松倉雪子	栗野武夫
富田智恵	田中正人
田賀智美	祐川弘
清水慶一	斉藤昭
古俣芳衛	小林弥生
桶田岩男	大野明
塚田幹裕	塚田貴子
塚田幹子	塚田聖子
吉崎秀夫	佐藤順治
伊勢正夫	皆川義隆
菊池芳博	吉田輝志子

【個人B会員】

合田和子 塚田馨子

【学生会員】

伊藤昌一 川口真由美
北山繁

(敬称略)

行事のご案内

北海道の森と川

(一九九〇—一九九五)

講演会の開催

日時 一九九五年十月二十一日(日)

午後三時半から

場所 道民活動センター(かでの

2・7)五二〇号研修室

札幌市中央区北二西七

講師

小野有五

(北大大学院地球環境科学

研究所教授)

参加費 無料(申込み不要)

*なおこの講演会は、臨時総会に引き続きおこなわれます。

「漁岳周辺(奥定山溪)」を例に

森林生態系保護地域を学ぶ

(勉強会)

森林生態系保護地域という知床が有名ですが、指定の手続きが進行中の「漁岳周辺」は全国で二十六番目となります。この「漁岳周辺」を例に森林生態系保護地域について学んでみませんか。

日時 一九九五年十一月十七日(金)

午後六時半

場所 当協会事務所

定員 十名(先着順)

参加費 無料

申込み 事前に電話にて申込み

*申込先〇一一二五一一五四六五

寄付金

佐藤 正秀

五、〇〇〇円

中井日出子

一、〇〇〇円

☆ありがとうございました。

(敬称略)

雪だるま基金

高橋 春吉

六、〇〇〇円

八木 俊介

一〇、〇〇〇円

清水 晶子

五、〇〇〇円

☆ありがとうございました。

(敬称略)

寄贈図書

寄贈者 北海道自然観察指導員連絡

協議会

・自然観察ガイドブック

寄贈者 三浦二郎

・樽前ガロウのほとりで6

寄贈者 (財)天神崎の自然を大切にす

る会

・天神崎の自然を大切にする運動

二十周年通史

寄贈者 高畑 滋

・砂嵐に耐えて(高畑 滋著)

事務局より

本州はまだ残暑の季節というのに、北海道は秋の気配がもう身の回りに漂っている昨今です。協会の活動資源である年会費の納入についてお願いを続けてきましたが、中には、「ウツカリしていました」とのコメントとともに早速振込みをして頂きました。ありがとうございました。まだ未納の方は、急いで納入をお願いします。

次に明るいニュースをお届けします。もう既に新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等のマスメディアを通してご存知と思いますが、当協会に事務局を置きます「ナキウサギふあんくらぶ」への反響が素晴らしく、本州各地でも紹介されて、入会の申し込み電話が全国から舞いこんできて、その対応に嬉しい悲鳴を上げております。(山辺)

一九九五年十月二日
〒060 札幌市中央区北三西十一加森ビル5 六階
発行所 社団法人北海道自然保護協会
電話(〇一一)二五一一五四六五
発行人 俵 浩 三
印刷 (株)広報社印刷

この紙は再生紙を使用しています。